

審査基準・標準処理期間

所属名	農林水産部 林業振興課 林業経営強化係
内線番号	5019

No.	項目	内容
①	処分名	林地処分事業実施規程の承認又は変更若しくは廃止の承認(森林組合)
②	法令名	森林組合法
③	法令番号	昭和53年法律第36号
④	根拠条項	第24条第1項及び第3項
⑤	処分権者	京都府知事(委任先:京都林務事務所長、山城広域振興局長、南丹広域振興局長、中丹広域振興局長、丹後広域振興局長)
⑥	法令の定め	第24条第1項 組合が第九条第七項に規定する事業(以下「林地処分事業」という。)を行おうとするときは、林地処分事業実施規程を定め、行政庁の承認を受けなければならない。 第24条第3項 第一項の林地処分事業実施規程の変更(農林水産省令で定める軽微な事項に係るものを除く。)又は廃止は、行政庁の承認を受けなければ、その効力を生じない。
⑦	審査基準	・森林組合、生産森林組合及び森林組合連合会向けの総合的な監督指針(平成30年3月27日付け29林政経第359号林野庁長官通知) IV-2-1-2-2 林地処分事業実施規程の承認 (2)審査要領 ① 林地処分事業実施規程の設定又は変更の承認を行う場合は、林地処分事業実施規程例(昭和53年7月26日付け53林野組第143号林野庁長官通知)に準拠しているかどうかを考慮しつつ、次の要件が全て満たされているか慎重に審査し、承認は個々の森林組合等の実情に照らし、適切と認められる場合に行うものとする。 ア 施行規則第7条第1項に規定する記載事項が林地処分事業実施規程に記載されていること。 イ 事業を実施する森林組合等は、出資組合に限られること ② 林地処分事業実施規程の設定又は変更の承認に際しては、当該事業の確実な実施を図るため必要最小限の条件を付すことができる。 ③ 林地処分事業実施規程の廃止の承認は、当該規程に基づく林地処分事業が長期間にわたり行われていない等当該規程を廃止することが適切であると認められる場合に行うものとする。
⑧	経由機関名	
⑨	協議機関名	
⑩	標準処理期間	(⑪合計期間) 2月
		経由機関
		協議機関
		当該処分機関 申請を受け付けた日から2月
⑫	問合せ	農林水産部 林業振興課 林業経営強化係 (電話)075-414-5019
⑬	備考	